

広島市告示第263号
令和8年5月1日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項に基づき指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定に基づき下記のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

記

名 称	所 在 地	適応災害
東野児童館	安佐南区東野一丁目7番11号	土砂、洪水（2階）、 高潮、内水